

令和5年5月2日

保護者の皆様

豊川市立南部中学校
校長 西川 真治

新型コロナウイルス感染症に係る変更について（お知らせ）

学校保健安全法施行規則一部改正（令和5年5月1日付け）に伴い、見直し等が行われました。今後の学校の対応について下記のとおりとします。皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 主な変更点 *対応の変更は5月8日（月）より

- ・出席停止期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。 ※発症日を0日と数えます。
- ・出席停止解除されても、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。
- ・濃厚接触者としての特定は行われなことから、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象としません。

2 その他

- ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、学校を休ませたい場合は、学校へご相談ください。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないようにお願いします。
- ・医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることはしませんので、ご家庭での判断をお願いします。

※ゴールデンウィーク中（5月3日～7日）は、新型コロナウイルス感染症に関する学校への電話連絡の必要はありません。5月8日（月）に「電話」でご連絡ください。

（この件に関する問い合わせ先 南部中学校 教頭 電話86-4746）